

土井首小学校いじめ防止基本方針

本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。※いじめ防止対策推進法より抜粋

めざす児童像

- 自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる児童
- 様々な場面や状況下で具体的な態度や行動がとれる児童

いじめ対策委員会

校内組織

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任で組織する。

専門家・外部関係者

スクールカウンセラー、主任児童委員、児童福祉施設関係者を位置づける。

〔学校におけるいじめ防止等の対策のための組織〕

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

育友会・地域との連携

- いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、積極的な広報活動による啓発を行い、連携を深めていく。
- 各種育友会の会合において、プライバシーに配慮しながら、いじめの事例を取り上げ、問題意識を喚起し、家庭での協力を呼びかける。
- 学校支援会議においていじめ対策について協議する場を設け、定期的な意見交換や情報交換を行う。

関係機関との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇すること大浦警察署と連携して対応する。
- いじめによる児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- 様々な家庭内の問題などで悩む子どもや保護者に対しては、身近にある相談窓口を紹介する。

児童会

- 児童会の年間活動テーマ決定の際に、いじめ問題を意識したテーマ設定を考慮することができるようにする。
- 各活動ごとに年間テーマを意識した取組を考慮することができるようにする。
- 児童会の活動テーマに基づいて各学年・各学級の活動テーマを考慮することができるようにする
- 児童会において、「いじめゼロ宣言」を採択できるようにする
- 児童会の「いじめゼロ宣言」をうけ、学級の取組を話し合う

〔いじめの禁止〕

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

〔保護者の責務〕

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

〔学校及び学校の教職員の責務〕

第8条 学校及び教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

いじめの防止

- 1 いじめの重大性を全職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- 2 生徒指導の機能を生かした授業を身に付け、児童の自己肯定感を高める。
- 3 お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にすることを大切にする。
- 4 道徳的実践力を培い、児童の判断・行動基準を確かなものにする。
- 5 学級活動の特質に応じた指導力を身に付け、児童の自治的能力や自己指導能力を育成する。
- 6 学級の目標を共有し、その達成のためにみんなで協力する力を育てる。
- 7 児童会テーマを達成するための取組を各学級ごとに工夫する。
- 8 プライバシーに配慮しながら情報を共有し、学校・保護者・地域が一体となった取組を推進する。
- 9 学校いじめ防止基本方針の周知を図る。
- 10 取組状況を学校評価として加え、計画的、継続的な点検・評価に取り組む。

いじめの早期発見

- 1 自分の学校にもいじめがある事を前提に、きめ細かな取組を行う。
- 2 教師一人一人の「いじめかな」という問題意識を起点にして、多数の教師の情報が集まる体制や環境づくりに努める。
- 3 校内に児童や保護者の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制の整備を図る。
- 4 定期的なアンケート調査や個別面談、日記等、きめ細かな把握に努める。
- 5 広く情報が集まるように育友会や地域団体と組織的に連携・協働する体制をつくる。
- 6 学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。
- 7 教師と家庭のチェックリストを活用し、早期発見に努める。

いじめに対する措置

- 1 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、いじめられた児童や知らせてくれた児童の安全を確保する。
- 2 発見通報を受けた場合は、すぐに「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有し、今後の対応を検討する。
- 3 いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアやいじめから守り通すための対応を行う。
- 4 知り得た確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- 5 いじめた児童からも事情聴取を行い、その後、いじめ対策委員会を開催し情報を共有し、今後の対策を検討する。
- 6 互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをめざす。
- 7 ネット上のいじめに対しては、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、警察や法務局等との適切な連携を図る。
- 8 速やかに市教委へ報告すると共に、子育て支援課、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携を図る。

重大事態発生時の取組

- 1 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合、児童や保護者からいじめられて重大事案に至ったと申し立てがあった場合は、次の処置を行う。
 - (1) 重大事態が発生した旨を、長崎市教育委員会に速やかに報告する。
 - (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - (4) 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当への報告

直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会



関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、大浦警察署に連絡し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

保護者への継続した指導と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切ないじめへの対応を行う。

いじめチェックリスト

いじめの対応で大事なことは、いじめの兆候にいち早く気づき、早期の対応を図ることである。次に挙げているのは、注意しておきたいいじめのサイン例である。これらの視点から子どもを見つめ、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが大切である。

(1) いじめられている子どもが発するサイン

①体や衣服

- 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- 傷やあざがあるのか、腕や足、首などを隠そうとする。
- 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- どどこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
- 教師と視線を合わせようとしない。(教師の目を避ける)
- 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

③友だちとの関係

- 周りの友だちに異常なほど気をつけているように見える。
- 人の言いなりになっているように見える。(いわゆる使い走りではないか)
- 今までつき合っていたグループから急に離れた。
- 交友関係が急に変わった。
- 嫌なあだ名で呼ばれている。
- 特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。

④生活面

- 校納金などを急に滞納しはじめた。
- 机やかばんの中などが荒らされている。
- 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- 学級写真などの顔にいたづらされている。

(2) 学校の生活場面でのチェックポイント

①学級の雰囲気

- グループにしかわからないあだ名で特定の子どものことを話している
- 全体的にやる気がなく、行事などで盛り上がらない。覇気が感じられない。
- 教師の話や指導が空回りしているような雰囲気がある。
- 教師が教室に入ると教室外に出たりするなど、教師を避けがちになる
- 特定の子どもの当番活動や係活動を何度も担当し、役割交代が見られない。
- 休み時間など、特定のグループが校内の特定の場所に集まる。
- ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気にする雰囲気を感じられる。
- 特定の子どものグループから離れて一人で行動するようになる。

②登校時や朝の会

- 早退、遅刻、欠席が目立つ。
- 表情が暗く、どこことなく元気がない。
- 顔や体に傷やあざがある。

③授業時間

- 一人で遅れて教室に入ってくる人が多い。
- よい発言や活動をしたのに賞賛や評価が得られない。
- 特定の子どもの発表すると笑いや冷やかし、また無視がある。
- 体育の授業などで、特定の子どものボールが回らない(回る)。
- 一人で活動することが多い。

④昼食時

- 給食を残しがちである。
- 給食のデザートなどがとられている。
- 給食のおかずやデザートを他人に与えている。
- 給食当番の場合、特定の子どもの皿にさわらない。
- グループで食べる時、特定の子どもの机と机を離れたがる。

⑤休み時間

- トイレなどに閉じこもりがちである。
- 階段の上り下りを繰り返すなど、一人で時間をつぶしている。
- 体育館の裏やトイレ、物陰など、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- プロレスごっこなどいつもやられ役になっている。
- 友だちとよくふざけ合っているが、何となく表情が暗い。また薄笑いを浮かべている。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室などにいることが多く、一人になりたがらない。

⑥掃除や諸活動

- 一人でしていることが多い。(させられている)
- 掃除道具を投げつけられたり、追い回されたりしている。
- いつも後片付けをさせられている。
- 特定の子どもの机を運ぼうとしない。

⑦学級活動や班・係活動

- 役員や選手などの選出のとき、特定の子どもの名前が冷やかしてあがる。
- 学級内の問題が生じると、特定の子どもの名前がすぐあがる。
- 班長などをやめたいと急に言い出す。
- 班編制で最後まで所属が決まらない、活動中もよく一人でいる。
- 席替えの後、机と机を離れたがる。

⑧放課後

- 友だちといるよりも教師と話したがる。(自分のことは語ろうとしない)
- 特定の子どものと一緒に帰るが、なんとなく浮かない顔である。

年間活動計画

| | 活動内容 | 月 | 活動内容 |
|----|---------------------------------|-----|-------------------------------|
| 4月 | 学校経営方針 いじめ防止基本方針の理解 学年・学級目標の設定 | 10月 | 児童連絡会 児童会のいじめ根絶の取組 |
| 5月 | 児童連絡会の実施 校内研究についての共通理解 児童会目標 | 11月 | 児童連絡会 人権月間の取組 いじめアンケートの実施 |
| 6月 | 児童連絡会 学級活動(望ましい集団づくり) | 12月 | 児童連絡会 2学期の学級経営のふりかえり 人権集会 |
| 7月 | 児童連絡会 いじめアンケート実施 1学期の学級経営のふりかえり | 1月 | 児童連絡会 学級目標の見直し |
| 8月 | 面談の実施 各種研修会参加 特別支援教育研修 | 2月 | 児童連絡会 学級活動研究のまとめ 児童会の年間のふりかえり |
| 9月 | 児童連絡会 学級目標の見直し | 3月 | 児童連絡会 年間のふりかえり 児童の変容と課題について |

様々な相談機関

| 相談機関 | 電話番号 | 相談機関 | 電話番号 |
|---|--------------|---------------|--------------|
| 長崎こども・女性・障害者支援センター | 095-844-5132 | 心の電話 | 095-847-7867 |
| 子育て支援課 095-825-5624 095-8228573 「e-kaou」のホームページを検索し、相談フォームへ | | 子ども・家庭110番 | 095-844-1117 |
| | | 子ども人権110番 | 0120-00-7110 |
| 長崎市教育研究所教育相談 soudan@nagasaki-city.ed.jp | 0120-556-275 | 長崎いのちの電話 | 095-842-4343 |
| | | ヤングテレホン | 0120-78-6714 |
| 親子ホットライン | 0120-72-5311 | 時間 9:00~20:50 | |